

Ⅲ．株式会社商工組合中央金庫

1. 設立の経緯

わが国において中小企業問題が登場してきたのは、すでに明治末期頃からのことであるが、特にそれが経済ないし社会問題の一角として重要視されるに至ったのは、第一次大戦以後の激しい経済変動の時期を通じてであった。

これに対し政府のとした中小企業施策の中心はその組織化政策であり、明治末期の同業組合及び産業組合制度、大正14年の重要輸出品工業組合及び輸出組合制度、更に金融恐慌の後、初めて組合組織による金融業務を認められた工業組合（昭和6年）、輸出組合（昭和6年）、商業組合（昭和7年）と順次体系的に整備されていった。他方、この中小企業問題を金融面から打開するための特殊金融機関を設置しようとする案は、萌芽的には、既に明治41、42年頃の「庶民銀行」案等に見られ、昭和2年の金融恐慌を経て、昭和5年の臨時産業審議会の工業組合中央金庫案等が世の注目を浴びようになり、前述の組合制度を基盤とする新たな中小企業専門金融機関案が具体的に検討されるようになった。

昭和7年から10年にかけては、中小企業組織制度の充実もあって、中央金庫設立の動きが官民とも一段と活発になった。商工省の商工中央金庫案が発表されると、工業、商業、輸出の3組合を通ずる期成同盟が結成され、全国大会が開催される等運動は益々盛り上がっていった。

かくて、昭和10年12月、商工、大蔵両省によって商工組合中央金庫法案要綱が決定され、翌11年の第69回帝国議会議に法案が提出され（5月6日）、5月19日政府原案どおり可決されたのである。

この商工組合中央金庫法（以下「旧金庫法」という。）は昭和11年法律第14号として5月27日に公布され、6月20日から施行された。これに基づき10月8日主務大臣の設立認可、11月30日設立総会、12月8日設立登記完了の運びとなり、12月10日から業務を開始した。

なお、商工組合中央金庫（以下「金庫」という。）には、設立当時の特殊法人法の規定例に倣い、旧金庫法上、50年の存立期間が定められていたことから、昭和61年にその満了を迎えることとなっていた。しかし、金庫は、社債の発行によ

る長期資金の調達が困難な中小企業者に代わって金融債を発行し、それによって調達した長期資金を中小企業者に還元するという機能を果たすなど、中小企業金融分野において重要な地位を占めるに至っており、また、今後とも中小企業の組織化推進を図る上で金庫に期待された役割は大きいことから、金庫を恒久機関とする等のための改正法案が第102回通常国会に提出され、昭和60年4月24日可決成立した。この「商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」（昭和60年法律第36号）は、5月17日に公布、1カ月後の6月17日から施行された。旧金庫法改正により、金庫は恒久化されたほか、金融の自由化の進展等に対応するための金融機能の整備が図られた。

恒久化以降も、金庫の組織のあり方等については、特殊法人改革などの一環として政府ほか諸所で議論された。平成17年には、経済財政諮問会議において政策金融改革に関する議論が行われ、同年12月「行政改革の重要方針」が閣議決定された。その後、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）の成立、「政策金融改革に係る制度設計」（平成18年6月）の決定を経て、金庫は、平成20年10月に特殊会社に移行し、その後おおむね5年から7年後を目途に、中小企業団体とその構成員に対する金融機能を維持したうえで完全民営化することとなった。

こうした政府方針を法制化すべく、旧金庫法の後継として、「株式会社商工組合中央金庫法」（以下「金庫法」という。）の策定作業が進められた。法案は平成19年2月に国会に提出（2月13日）され、5月25日の参議院本会議で政府原案どおり可決、成立し、平成19年法律第74号として6月1日に公布された。金庫法の下、金庫は平成20年10月1日に特殊会社（金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫）化した。その後の世界的な金融危機、景気後退の中、特殊会社化後に開始した「危機対応業務」の事業枠の増大に伴い、平成21年6月に金庫法が一部改正され、危機対応準備金として1,500億円の追加政府出資がなされるとともに、完全民営化時期も3年半延期された。また、平成24年3月末を目途として、政府は金庫に対する国の関与の在り方等を検討し、必要な措置を講ずるものとされた。

平成23年3月に発生した東日本大震災に対処するため、同年5月に金庫法が再び一部改正され、完全民営化時期が更に3年間延期されるとともに、在り方等の検討の目途も平成27年3月末に延期された。

その後、政府や与党による在り方等の検討を踏まえた上で、危機時の安定的な資金供給に万全を期し、商工中金が危機対応業務を的確に実施するため、平成27年5月に、商工組合中央金庫法が改正され、以下の措置を講ずることとされた。

I. 政府保有株式の早期処分

- i. 政府は、市場の動向等を勘案しつつ、適切なタイミングで商工中金の株式を処分できるよう、具体的な期限内に代えてできる限り早期に処分する。
- ii. 危機対応業務を実施する民間金融機関が存在しない状況等を勘案し、当分の間、危機対応業務の的確な実施のために必要な株式を保有する。

II. 危機対応を的確に実施するための措置

- i. 商工中金が危機対応業務を実施することを「責務」として規定するとともに、その実行性を確保するため危機対応準備金への出資期限の延長、商工中金への事業計画・業務報告書等の提出の義務付け等を措置する。
- ii. 政府が、適当な時期に、危機対応業務に関する検討を行い、所要の措置を講じることを規定する。

2. 目的

金庫の目的は、旧金庫法制定当初の条文でみると、「商業組合、商業組合連合会、工業組合、工業組合連合会、輸出組合及輸出組合連合会ニ対スル金融ノ円滑ヲ図ル為必要ナル業務ヲ営ムコト」（旧金庫法第1条第1項）となっており、金庫の基本的目的は旧金庫時代に一貫して維持されてきた。

金庫法においても、「中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むこと」（金庫法第1条）としており、中小企業団体に対する金融の円滑化を図る目的は変わっていないが、実態として中小企業団体の構成員への直接貸付（構成員貸）が多くを占めるに至っているため、（中小企業団体の）構成員に対する金融の円滑化も明確化している。

3. 機構

(1) 金庫の機関

金庫では、特殊会社化を契機に、金庫法および会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査役（会）、会計監査人を設置するとともに、中小企業等の意向を経営に反映させるため、取引先中小企業の代表者で構成される経営諮問委員会等を設置し、「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金

融機関」という旧金庫の基本的性格を堅持しつつ、さらなるガバナンスの強化・整備に努めている。

イ 株主総会

株主総会は、株主である政府、中小企業団体、その構成員で構成されている。金庫の最高意思決定機関である。

ロ 取締役会

取締役会は、取締役9名、そのうち社外取締役5名（令和4年6月末現在）で構成されている。業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役の職務の監督を行っている。

ハ 監査役会・監査役

監査役会は、監査役4名、そのうち社外監査役2名（非常勤監査役を含む。令和4年6月末現在）で構成されている。監査役は、取締役の職務の執行を監査し、監査役会は、監査報告の作成、常勤の監査役の選定、監査方針の決定等を行っている。

ニ 経営諮問委員会

経営諮問委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員18名（令和4年6月末現在）からなる取引先中小企業の代表者で構成されている。中小企業団体と中小企業の意向が経営に反映されるよう、業務運営に関して、取締役会に対して意見や助言を行っている。

ホ 人事委員会

人事委員会は、委員長1名、委員長代理1名、委員4名（令和4年6月末現在）の取引先中小企業の代表者や外部有識者で構成され、役員人事について、取締役会に対して意見や助言を行っている。

ヘ 報酬委員会

報酬委員会は、委員長1名、委員長代理1名、委員4名（令和4年6月末現在）の取引先中小企業の代表者や外部有識者等で構成され、役員報酬（制度）や退職慰労金に係る業績評価について、取締役会に対して意見や助言を行っている。

(2) 役職員

令和4年6月末現在の役員は、代表取締役社長1名、取締役8名、監査役4名である。

また、令和4年3月末現在の職員数は3,515名である。

(3) 本・支店等

発足当初は、東京、札幌、福島、名古屋、富山、大阪、神戸、福岡の8営業店を設けたが、逐次営業店網を拡大し、昭和27年8月には沖縄県を除く全都道府県に営業店の設置を完了した。その後、昭和47年5月に那覇事務所（同48年5月支店昇格）を、さらに昭和61年11月に初の海外支店としてニューヨーク支店を開設した。令和4年3月末現在、本店1（東京都）、支店92、出張所・営業所10、駐在員事務所3（香港・上海・バンコク）、合計106店舗となっている。

(4) 出資関係

令和4年3月末現在の株式数構成は、政府が約47%、中小企業団体が約32%、中小企業団体の構成員が約21%と続いている。

イ 株主資格者（出資資格者）

金庫の株主となる資格（出資する資格）を有する者は、現在、政府及び下記の団体（以下「株主資格団体」といい、また出資した団体を「所属団体」という。）及びその構成員である。

- (イ) 中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）
- (ロ) 協業組合
- (ハ) 商工組合、同連合会
- (ニ) 商店街振興組合、同連合会
- (ホ) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が5,000万円（卸売業については1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業については100人）以下の従業員を使用する者に限る。）
- (ヘ) 酒造組合、同連合会、同中央会（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者に限る。）
- (ト) 酒販組合、同連合会、同中央会（ホ）に同じ。）
- (チ) 内航海運組合、同連合会（ヘ）に同じ。）
- (リ) 輸出組合、輸入組合（直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が1億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5,000万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時100人（小売業を主たる事業とする者については50人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については300人）以下の従業員を使用する者に限る。）
- (ヌ) 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする者については1億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については3億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人たる事業者又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については100人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については300人）以下の従業員を使用する事業者に限る。）

ロ 資本金、特別準備金・危機対応準備金

金庫は、中小企業の金融円滑化の目的を安定的に果たしていくため、政令で定める額以上の資本金額の確保が求められている。また、減資に当たっては主務大臣認可、増資に当たつ

ては主務大臣への届出が必要となっている。令和4年3月末現在の資本金額は2,186億円（うち政府保有株式分1,016億円）である。

また、令和4年3月末現在の特別準備金額は4,008億円、危機対応準備金額は1,295億円となっている。

特別準備金とは、中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するため、特殊会社化時に設けられた制度である。この結果、特殊会社化前の政府出資金（4,000億円）から3,038億円と利益剰余金から970億円が、完全民営化に向けた政府保有株式処分の対象とならない特別準備金として金庫に存置されることとなった。危機対応準備金とは、増大する危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤の確保に資するものとして、平成21年の金庫法改正時に設けられた制度であり、同年度補正予算で措置された1,500億円の政府出資が原資となっている。

なお、両準備金とも自己資本比率の計算上、自己資本の核心的な位置付けである普通株式等Tier 1資本とされている。

(5) 政府の監督・助成

主務大臣は、当金庫の業務を監督している。主務大臣とは、経済産業大臣、財務大臣、内閣総理大臣（ただし預金者等の保護と信用秩序の維持に関する事項に限る。権限は金融庁長官に委任。）である。商工中金に対する監督は、金庫法の具体的な規定により担保されているが、これらの規定で担保されていない事態が発生されたとしても法目的が達成できるよう、主務大臣の一般的な監督権限が規定されていることが特徴である。

また、金庫法において、政府に対する剰余金の配当特例（政府に対する配当は民間出資者の3分の1）による助成措置を講じている。

なお、金庫の機関等を図示すれば別図のとおりである。

4. 業務（資金調達を含む）

業務内容は一般金融機関と類似しているが、中小企業団体とその構成員に対する金融の円滑化の法目的を達成できるよう、金庫法上、融資対象は株主である中小企業団体とその構成員に限定されている。なお、債券発行、預金取引、為替取引及び両替業務等については、対象に制限はない。主要な業務を列挙すれば次のとおりである。

(1) 融資業務

取引対象	<ul style="list-style-type: none"> ・株主である中小企業団体とその構成員（融資対象団体等） （員外貸付） ・主として中小規模の事業者の健全な発達を図るために必要な事業を行う施設法人 ・主として中小規模の事業者を構成員とする共同出資会社 ・融資対象団体等の子会社 など
------	---

融資形態	○組合貸 ・共同事業資金～共同生産、共同加工、共同販売など、共同事業に必要な資金を融資するもの ・転貸資金～構成員の事業に必要な資金を組合を通じて融資するもの ○構成員貸～構成員に直接融資するもの
資金使途	設備資金や長期運転資金をはじめ、手形貸付・当座貸越・手形割引などの短期資金まで事業に必要とする資金
融資期間	原則として 設備資金15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
返済方法	分割返済または期限一時返済
融資利率	固定金利・変動金利
担保 保証人	必要に応じて徴収

(注) 災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応するため、商工中金は、法定の指定金融機関として、これらの影響を受けた中小企業・中堅企業等に対し危機対応業務も実施している。

(2) 預金業務

取引対象	制限なし
取扱預金	当座預金、普通預金、定期預金、譲渡性預金等

(3) 債券業務（募集債）

取引対象	制限なし（主として金融機関・機関投資家）
取扱商品	○利付商工債券 確定利回り、期間1・2・3・5・7・10年、利払半年賦、購入単位は期間5年が1,000万円、期間1・2・3・7・10年が1億円

(4) 資金証券業務

商工中金全体の資金調達・運用を効率的に行うことを目的として、国内外の金融市場でマーケット業務に取り組む。主として、公共債を中心とした債券投資により、支払準備資金などを健全かつ効率的に運用。

(5) 国際業務

中小企業の海外展開をサポート。

輸出入業務	輸出手形の買取・取立、輸入信用状（L/C）の開設、輸入ユーザンス、海外送金などの輸出入業務に関する各種サービス
海外進出相談と海外進出資金の融資	中小企業の海外進出に際し、現地の投資環境などの情報提供、進出資金の融資、海外現地銀行から融資を受ける際の保証など

(6) その他総合金融サービス

経営ニーズへの対応	M&A・業務提携	企業の紹介・企業価値の算出から諸条件の調整・最終履行までのサポート
	ビジネスパートナー紹介	全国ネットワークを使い、仕入先・販売先、技術・業務提携先などのビジネスパートナーの紹介
	株式公開支援	資本政策の提案、内部体制整備の相談、証券会社・監査法人の紹介など
	不動産有効活用	フランチャイザーや不動産デベロッパーの紹介など遊休地の活用のサポート
	事業承継対策	株価評価など自社株対策のサポート
その他	市場金利や為替の変動に伴う借入調達コストや仕入れコストの増加などに対するリスクへのヘッジニーズに対応するためのデリバティブ業務、子会社の（株）商工中金経済研究所による専門的な経営相談業務や経営コンサルティング業務など	

第1表 所属団体数の推移

年度末	昭和50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元
団体数	23,597	24,335	25,111	25,790	26,253	26,445	26,590	26,765	26,812	27,475	27,535	27,589	27,653	27,521	27,588
年度末	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
団体数	27,630	27,676	27,715	27,746	27,774	27,801	27,824	27,871	27,782	27,675	27,757	27,718	27,663	27,563	27,451
年度末	17	18	19	20/9	21/3	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
団体数	27,178	26,484	25,822	24,775	24,539	23,960	23,464	23,012	22,556	22,163	21,853	21,531	21,132	20,845	20,564
年度末	令和元	2	3												
団体数	20,115	19,151	18,848												

第2表 資本金の推移

(単位 百万円)

年度末	政府出資	団体出資	計	年度末	政府出資	団体出資	計
昭和42	17,402	11,298	28,700	7	298,567	85,397	383,965
43	18,402	12,798	31,200	8	302,567	87,897	390,465
44	18,402	14,298	32,700	9	306,267	90,897	397,165
45	18,402	15,798	34,200	10	339,267	93,897	433,165
46	23,402	17,298	40,700	11	377,967	96,897	474,865
47	29,402	18,798	48,200	12	394,067	99,897	493,965
48	31,402	20,298	51,700	13	403,167	102,897	506,065
49	36,402	21,798	58,200	14	405,367	105,897	511,265
50	40,402	23,298	63,700	15	405,367	108,897	514,265
51	45,402	26,298	71,700	16	405,367	111,897	517,265
52	53,402	29,298	82,700	17	405,367	114,397	519,765
53	65,902	32,298	98,200	18	405,367	117,397	522,765
54	74,402	35,298	109,700	19	405,367	117,397	522,765
55	83,902	38,298	122,200	20/9	405,367	117,053	522,420
56	94,902	41,798	136,700	21/3	101,600	117,053	218,653
57	106,902	45,798	152,700	21	101,600	117,053	218,653
58	116,902	50,098	167,000	22	101,600	117,053	218,653
59	126,902	54,398	181,300	23	101,600	117,053	218,653
60	136,902	58,698	195,600	24	101,600	117,053	218,653
61	145,902	60,998	206,900	25	101,600	117,053	218,653
62	154,402	63,097	217,500	26	101,600	117,053	218,653
63	168,402	65,397	233,800	27	101,600	117,053	218,653
平成元	183,102	68,397	251,500	28	101,600	117,053	218,653
2	196,102	71,397	267,500	29	101,600	117,053	218,653
3	208,902	74,397	283,300	30	101,600	117,053	218,653
4	219,602	77,397	297,000	令和元	101,600	117,053	218,653
5	238,302	80,397	318,700	2	101,600	117,053	218,653
6	251,602	82,897	334,500	3	101,600	117,053	218,653

- (注) 1. 昭和34年度末から優先出資なし。
 2. 20年10月1日に政府出資のうち3,038億円は特別準備金化。
 3. 21年3月期から団体出資には、構成員出資を含む。

(別図) 金庫機関等図 (令和4年3月末現在)



